

国際エネルギースタープログラムに関する当面の方針について

これまでホームページにて逐一お知らせしておりました通り、米国において白物家電を中心にエネルギースタープログラム不適合品が登録されるという不適切な事案が発生したこと等から、米国環境保護庁（EPA）を主体に、これまでの自己認証制度から第三者認証制度へ移行するという強化策が進められております。米国国内では2011年より第三者認証制度を開始する予定です。

日本国内における今後のエネルギースタープログラムの実施方針に関しては、検討中ではありますが、2011年1月以降も当面の間は従来通りの運用を行う予定です。今後の米国との交渉に伴い、制度の運用に関して何かしらの変更が生じます際には、事前にご連絡をいたします。

なお、北米仕向地の製品に関しては、2010年中にご申請頂いた製品に関しては、従来通りエネルギースタープログラム適合製品として登録されます。2011年1月1日以降に新規の登録を希望される場合には、下記問い合わせ先までご相談下さい。

(お問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー対策課

MA I L : shouene-pub@meti.go.jp

財団法人省エネルギーセンター

国際エネルギースタープログラム事務局

MA I L : energystar@eccj.or.jp

※12月29日より1月3日までは年末年始のため休業しております。大変恐縮ではございますが、ご了承下さい。